令和5年度 さいたま市立上落合小学校 PTA 定期総会議事録

日時:令和5年6月2日(金)

場所:上落合小学校ホームページ Google アンケートにて承認

成立宣言

会則第25条の定めに基づき会員総数の5分の1以上である、113名に対し、本総会に430名が 出席しており、本総会は有効に成立する。

1. 議事

(1) 令和 4 年度 PTA 事業報告、令和 4 年度 PTA 会計決算報告および会計監査報告

一括審議

賛成 430 反対 0 可決

(2)令和 5年度 PTA 会則改正(案)

賛成 430 反対 0 可決

(3) 令和 5 年度 PTA 役員・会計監査選出(案)

賛成 430 反対 0 可決

(4) 令和 5 年度 PTA 事業計画 (案) および PTA 予算 (案) 一括審議

賛成 430 反対 0 可決

2. 質疑応答

質問:かみおちあいNEWS編集部規約の改正日元号が平成となっていますが、令和ではないでしょうか。 回答:ご指摘の通りです。議事に直接支障のない部分なので修正させていただきます。

質問: 繰越金が 10 万円増というのは、費用負担面で不平等感があります。(109, 210/565 会員≒193 円 /1 会員なので、今年度会費 200 円減額は納得です。)執行残額は会員へ返金するか、卒業記念品に充当するなど、その年度内で適正な予算執行をしていただきたいです。

回答:繰越金の返金については手数料の関係から難しいと思われます。卒業記念品など、年度内の適 正な予算執行に努めます。

質問:昨今話題になっている市 P 協について、記事によると脱会を決定している他校 PTA もあるようですが、今後本校 PTA ではそのような議論を行う予定はあるのでしょうか。

また、予算補足説明も拝読しましたが「子どもたちの笑顔のために」と掲げながら、渉外費予算が据え置きで、メインとなる活動費・児童福祉費予算が減額というのは、本 PTA の方針に沿わないように感じました。(あくまで、予算科目・額面の第一印象です)

後援会費を別に納めているのに、後援会行事費も PTA 会費から支出することについても理解が及ばず、その必要性についてご教示ください。

回答:市P協についてですが、PTA活動は「直接子どもたちのためになる活動」と「回り回って、結果

的に子どもたちのためになる活動」があると考えております。学校の美化や防犯ボランティアなどは直接的、成人教育などは間接的かと思いますが、同じPTA同士として中央区、さいたま市という横のつながりを持ち、悩みを相談したり良い活動を共有したりすることも回り回って子どもたちのためになると考えております。

また、間接的に子どもたちのためになる活動は多くの方々に支えられています。私たちもそれを 受け取るだけでなく、自らも参加していく姿勢でいたいと思っておりますので、現在のところ退 会は考えておりません。

渉外費についても、上記の回り回っての部分に該当します。他校の PTA や地域の方々とのつながりを持つことも間接的に子どもたちのためになると考えておりますので、渉外費は据え置きとしました。

後援会費は直接的に子どもたちのために使われる「皆様から後援会に支払われるお金」です。上落合小学校 PTA の「後援会行事費」は学校、PTA、地域の有識者の皆様との懇談会などに充てられる予算ですので別のものになります。

質問:会則では見当たらなかったのですが、年度途中での退会による会費の取り扱い(返金の有無)に ついては定まっているのでしょうか。

回答:PTA 会費は昨年より年会費となりましたので、転出や退会による返金は致しかねます。

質問:個人情報取扱規則では、当該年度の PTA 委員を取扱者としていますが、会則第 15 条に、会員が 随時に閲覧することができるものとして「1. 会員名簿」とあります。

収集した個人情報のうち、氏名だけが書かれた会員名簿なのか、どのような媒体で会員名簿が保管されているのか存じませんが、会則上では、会員であれば誰もが名簿を閲覧でき、会員である者の氏名を確認すると同時に、会員でない者を確認することも可能、という解釈でよろしいでしょうか。

回答:現在、委員名簿、係名簿を作成しております。こちらは必要に応じてお見せすることはできますが、個人情報保護の観点から厳しく判断させていただきます。(会員名簿を見ることで非会員の方を割り出す目的でしたらお見せすることはできません。)

上記議事の経過および結果を証するため、本総会開催時に書記である 清水清香・藤山美希・本島恵が本議事録を作成する。

令和5年6月2日

PTA 会長 菅野千香子